



Disclosure **2020**

JA岩手県信連
上半期の概況



経営方針

経営理念

存在意義として

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、J Aとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

経営姿勢として

私たちは、J Aバンクの一員として、コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

行動規範として

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

第18次経営3か年計画

基本目標 ～経営理念の実現に向けた3年後のあるべき姿～

農業法人・地場企業等の成長支援により、地域経済の活性化に貢献できていること。

J Aバンク岩手の事業運営体制の合理化・効率化が進展し、機能集約による質の高いサービスが提供できていること。

経営指導の強化により、J Aが総合事業体として運営していくために必要となる高度な内部管理態勢が確保されていること。

上記により、J Aバンク岩手の持続可能な経営基盤への変革が進展していること。その進展を支える当会の収益力が確実に向上していること。

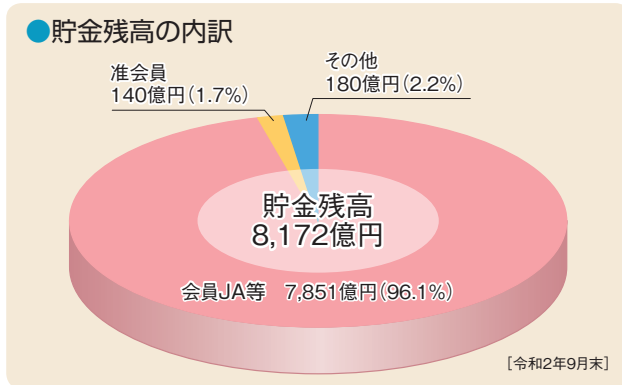
基本戦略 ～基本目標達成のための戦略の柱～

- 農業・地域の成長支援
- 貸出の強化
- ライフプランサポートの実践
- 組合員・利用者接点の再構築
- 東日本大震災からの復興支援
- J A・県域一体の変革実践
- J Aの内部管理態勢構築・健全性確保
- 運用資産の見直し並びに業務の変革による当会収益の確保と還元実施

社会的責任・地域貢献情報

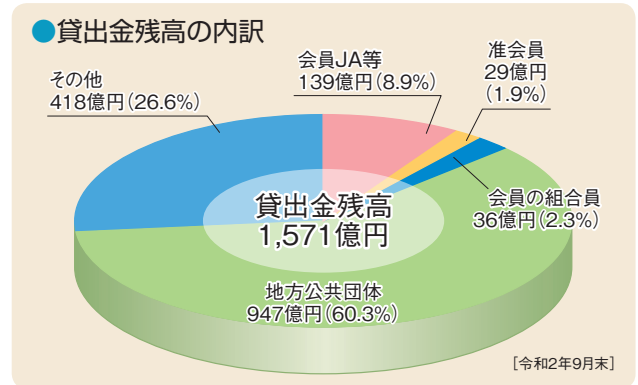
■ 地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内JAにお預けいただいている農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。



■ 地域への資金供給の状況

当会では、農業関連団体のみなさまはもとより、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し幅広い融資を行っております。



■ 地域密着型金融への取り組み

当会は、農業専門金融機関として、食の安全と安心を地域のみなさまにお届けすることを金融面からサポートするとともに、地域のみなさまの事業や生活の向上に資するべく幅広い金融サービスの提供に努めております。

これらを実現するため、「農業金融センター」を設置し県内JAの「担い手金融リーダー」と連携して、農業者のみなさまからの幅広い金融相談対応や金融サービスの提供に努めるとともに、農業者の所得増大に向けて各種事業に取り組んでおります。

また、地域経済の発展に向けて、地場企業のみなさまに対する経営支援や資金融通、地域住民のみなさまへの貯蓄手段や生活資金ニーズにお応えする商品提供に、JAと一体となって取り組んでおります。

農業所得増大と地域活性化への取り組み

県内JAの「担い手金融リーダー」と一緒に農業者のみなさまを訪問する「出向く活動」の実践に加え、新農業人フェアにおける農業資金相談ブースの出展などにより、農業資金や農業経営に関する相談に対応しております。

また、農業経営の金融負担の軽減に向けて、農業近代化資金やアグリマイティー資金等の保証料助成を実施しています。

金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

JAバンク岩手

農業資金・農業経営に関するご相談は、JAバンクへ
多様なサービスで、農業の担い手をサポート

● 農業近代化資金
● 青年等農業資金
● スーパーL資金

借入負担の軽減
アグリウェブ

JAバンク岩手 0126-025271

■お客様本位の業務運営に関する取組方針

当会では、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。



<https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren/customer>

自然災害による農業被害等への金融支援

豪雨などの自然災害等による農業経営の被害に対し、一日でも早い復旧・営農再開に資するよう、迅速な金融支援対応を可能とする「JAバンク自然災害対応特別支援資金」を制定し、被災農家の資金需要に対応しております。

持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けた取り組み

J Aいわてグループでは、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」に向けて、「J Aいわてグループ農業担い手サポートセンター」を設置し、「J Aいわてグループ農業担い手サポート事業」に取り組んでおります。

当会においても、下記事業を中心として「同サポート事業」に取り組むほか、金融業務の効率化策や各種サービス提供に取り組むことにより、農業および地域の発展に貢献していきます。

農家組合員の所得増大・農業生産の拡大

- ・「出向く活動」の実践
- ・農業資金・農業経営に関する相談対応
- ・農業近代化資金等の保証料助成

地域の活性化（組合員・利用者へのサービス提供を通じた地域の活性化）

- ・農業応援金融商品の企画・販売
- ・移動店舗車の配備
- ・コロナの影響を受けた農業者へのキャンペーン等による支援

持続可能なJA経営基盤の確立

- ・J A営農・経済事業の成長・効率化支援
- ・持続可能な収益性・健全性確保の検証に向けた早期警戒制度見直しの概要周知

文化的・社会的貢献活動

年金相談会の実施

県下 J A 16 店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、多くのみなさまの相談に応じ、各種手続き等のお手伝いをさせていただきました。

友信会の活動

友信会は、当会が融資のお取引をいただいている各企業様を会員とし、金融の円滑化を図るとともに、会員相互の親睦・交流・情報交換の場を提供することを目的に運営しております。
(会員数112社 令和2年9月末)

岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援

農業を学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する場として開催している「岩手県学校農業クラブ連盟大会」(県学校農業クラブ連盟主催)において、最優秀賞受賞校に対し、「J A バンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う学生を後押ししております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

J A バンク 岩手の取り組み

J A バンク 岩手では、組合員・利用者の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、金融サービスの提供を続けるため、職員のマスク着用の徹底、飛沫防止の対策を講じています。
また、農業経営者の支援を目的に「J A 農業経営維持継続資金(危機対応)」の取扱いを開始しました。

当会の取り組み

●新型コロナウイルス感染拡大防止策として、店舗入り口や応接室・会議室等へ消毒液、アクリル板、タブレット型体温測定器を設置したほか、スプリット体制による業務として B C P 対応オフィスで一部業務を行うなど、役職員およびお客さまの安全を第一に継続して金融サービスを提供できるよう努めています。

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている J A 組合員等農業者のみなさまや地元企業のみなさまの資金繰りのご支援ができるよう相談窓口を設置しています。

●J A との業務継続として、テレビ会議システムや Web によるリモートでの会議や研修をさらに有効活用し、感染症対策に努めています。



「店舗入り口設置のタブレット型体温測定器」

「食べて元気に! 岩手県産農畜産物をプレゼント」

牛肉と米消費の減少により影響を受けた農業者を応援するため、6月～8月に「新規でよりぞう 2020 (にこにこ) キャンペーン」でご成約いただいた方の中から抽選で「いわて牛サーロインステーキ (210g × 2枚)」を県内合計500名様にプレゼントしました。

10月からは、ご成約者に抽選で「いわて牛肩ロースすき焼き用 (550g)」もしくは「銀河のしずく・金色の風の県産米セット (5kg × 各1袋)」を県内合計1,000名様にプレゼントする企画を実施しています。(12月末まで)



上半期の経営状況

■ 主要勘定の状況

(単位：百万円)

	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
貯 金	827,068	817,459	817,250
貸 出 金	153,581	163,946	157,160
有 価 証 券	141,272	153,823	180,308
預 け 金	581,489	544,928	528,272

[注] 1. 貯金には、譲渡性貯金を含んでおります。
 2. 有価証券には、金銭の信託を含んでおりません。

■ 損益の状況

(単位：百万円)

	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
業 務 純 益	844	623	754
経 常 利 益	1,100	616	993
当 期 剰 余 金	827	500	744

[注] 業務純益とは、事業粗利益から経費および一般貸倒引当金繰入額を控除したものです。

■ 自己資本比率の状況

(単位：百万円、%)

			令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
コア資本に かかる基礎項目	会員資本		40,980	40,301	41,046
	引 当 金		2,264	2,322	2,297
	適格旧資本調達手段		—	—	—
コア資本にかかる調整項目			13	9	5
自己資本総額			43,231	42,613	43,337
リスク・アセット等計			294,800	306,894	310,002
自己資本比率			14.66	13.88	13.97

■ 有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月末			令和2年3月末			令和2年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	135,178	141,272	6,093	150,137	153,823	3,686	176,485	180,308	3,823
合 計	135,178	141,272	6,093	150,137	153,823	3,686	176,485	180,308	3,823

【注】 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しております。取得価額は、その他の有価証券については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しております。

【金銭の信託】

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月末			令和2年3月末			令和2年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	5,000	4,935	△ 64	5,500	4,853	△ 646	5,500	5,092	△ 407
合 計	5,000	4,935	△ 64	5,500	4,853	△ 646	5,500	5,092	△ 407

【注】 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しております。取得価額は、その他の金銭の信託については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しております。

■ 金融再生法開示債権（単体）

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	516	506	499
危険債権	2,260	2,333	2,176
要管理債権	—	—	—
小 計	2,776	2,840	2,675
正常債権	151,970	162,419	155,762
合 計	154,746	165,259	158,438

【注】 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権とは、3か月以上延滞債権で、注1および注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
 4. 正常債権とは、債務者の財務状況および経営成績に特に問題ないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ リスク管理債権の状況（単体）

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
破綻先債権額	137	137	137
延滞債権額	2,596	2,661	2,498
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	2,733	2,798	2,635
担保・保証による保全額(B)	991	998	1,018
個別貸倒引当金引当額(C)	1,458	1,641	1,456
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	284	159	160

【注】 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分は除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。
 3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）をいいます。

※計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、合計増減などが表示上の計算と一致しない場合があります。
 ※構成比は100に調整しております。



プロフィール（令和2年9月30日現在）

名 称／岩手県信用農業協同組合連合会
所 在 地／岩手県盛岡市大通一丁目2番1号
設 立／昭和23年8月14日
貯 金 残 高／8,172億円
貸 出 金 残 高／1,571億円
自己資本比率／13.97％
職 員 数／77名

2020 JA岩手県信連 上半期の概況

JA岩手県信連 総務企画部
〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号
TEL 019-626-8700

令和2年12月発行

